

④<<観光>>国家戦略特区等提案再検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
29集中 -2302 -01	京都市	史跡名勝天然記念物における現状変更許可申請の 手続き緩和等	京都市では、質、量ともに、史跡名勝天然記念物の指定状況が全国有数の規模である。文化財の積極的な活用が求められている中、史跡名勝天然記念物の現状変更申請の件数が増加しており、文化財の保護と活用の両立を目指し、以下のとおり、手続きを迅速化する措置について提案する。 ①保存活用に係る計画が策定された史跡名勝天然記念物の保存・活用促進のため、比較的軽微な現状変更については、国から更に権限を移譲し、京都市が許可を行う。	①現状変更許可の項目の中には、文化財の継承や活用に関する軽微な事柄であっても、都道府県・政令指定都市に権限移譲されていないものがある。	文化財保護法第125条 文化財保護法第184条 文化財保護法施行令第5条	現在国が現状変更許可を行っているものうち、比較的軽微なものについては、国から更に権限を移譲し京都市が許可を行う。	文化庁	京都市から提案のあった管理・修理や啓発に必要な工作物の設置、駐車場の整備、樹木の抜根・補植、保存整備や建設計画等に先立つ発掘調査は、史跡名勝天然記念物の指定要素に重大な影響を及ぼし得る行為であり、高度な専門的判断を必要とすることから、文化審議会の諮問を経た文化庁長官の許可によることが原則である。 しかし、国指定史跡名勝天然記念物における一定の規模等を下回る現状変更については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲにより、管理計画を作成した市の教育委員会が行うことが可能となっているところ。	全国でもトップクラスの90件以上の国指定史跡名勝天然記念物(以下「史跡等」という。)を有する本市においては、各史跡等について保存活用計画を策定するだけでも膨大な時間と作業が必要となる見込みだが、これに加えて管理計画を策定することは事務的に困難がある。提案①は史跡等の価値を減じることのない現状変更に限定するものであり、国家戦略特区として特例を認めていただきたい。 なお、提案①は、保存活用計画が策定されている史跡等を対象とするとともに、移譲された範囲内においても、現状変更許可に係る判断は同計画に基づき慎重に行うことを前提としていることを、あらためて申し添える。	文化庁	繰り返しになるが、京都市から提案のあった現状変更については、史跡名勝天然記念物の指定要素に重大な影響を及ぼし得る行為であり、文化審議会の諮問を経た文化庁長官の許可によることが原則である。 なお、保存活用計画が策定されている史跡等であれば、当該保存活用計画に提案のあった行為を位置づけ、文化庁長官の認定を受けることにより、事前の許可を事後の届出とすることが可能となっているところである(文化財保護法第129条の4。平成30年度の文化財保護法改正により創設された特例措置)。